

別添2

労審発第397号
平成18年6月26日

厚生労働大臣
川崎二郎殿

労働政策審議会
会長 菅野和夫

平成18年6月26日付け厚生労働省発基安第0626001号をもって諮問のあった「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年6月26日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

安全衛生分科会

分科会長 和田 攻

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び
「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成18年6月26日付け厚生労働省発基安第0626001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 各要綱については、妥当と認める。
- 2 なお、労働者側委員から、今回例外的に当分の間禁止を除外する石綿製品についても、国民の安全の確保に留意しつつ、早期に代替化を進めるべきとの意見があった。また、使用者側委員から、代替化に当たっては、安全の確保に最大限の配慮を行うべきとの意見があった。

石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について

平成 18 年 6 月

厚生労働省

1 趣旨

「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）における「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」との方針等を踏まえ、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」において、専門的見地から検討を行った。その結果を踏まえ、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等の全面禁止を行うため、労働安全衛生法施行令について所要の改正を行うこととする。

また、石綿障害予防規則の施行後に関係者からのヒアリング等により明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿障害予防規則について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 労働安全衛生法施行令の改正

ア 石綿等の製造等の禁止

石綿等の製造等を禁止することとする。ただし、国民の安全の確保上、国内の既存の化学工業施設、鉄鋼業施設、非鉄金属製造業施設の設備の接合部分に用いられるガスケット又はパッキンであって、温度、圧力等が一定以上の条件の下で使用するもの等については、例外的に製造等を認めることとする。（ポジティブリスト化）

イ 規制の対象範囲の拡大

規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」とすることとする。

(2) 石綿障害予防規則の改正

ア 吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業に係る措置

(ア) 吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業であっても、当該石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合については、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、

作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとする。

- (イ) 上記（ア）の場合における作業であって、当該石綿等に薬剤を吹き付ける封じ込めの作業、石綿等が吹き付けられた天井に吊ボルトを取り付ける囲い込みの作業等については、作業場所を隔離しなければならないものとする。
- (ウ) 上記（ア）の場合における作業であって、上記（イ）以外のものについては、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。
- (エ) 上記（ア）の場合における作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとする。

イ 天井裏、エレベーターの昇降路等における臨時の作業に係る措置

通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業（天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検・補修等の作業、掃除の作業等）を行う場合において、吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させるものとする。

ウ 使用された工具等の付着物の除去

事業者は、石綿等を取り扱う作業に使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとする。

エ 記録の保存期間の延長

作業の記録及び健康診断の結果の記録について、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとするとともに、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとする。

アスベスト製品の製造等の禁止について

- 1 アスベスト製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止すること。
- 2 新設の設備については、アスベスト製品の使用を認めない。
- 3 ただし、次のものについては、国民の安全の確保上、実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止を除外する。

製品名		用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度・耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH 2 以下又は pH 11.5 以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用断熱材		国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン		国内において製造される潜水艦に使用されるもの
7	原材料		1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの

石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について

1 改正の趣旨

- (1) 「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)において「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」とされたことを受け、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、専門的見地から検討を行った。その結果を踏まえ、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等の全面禁止を行うため、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)について所要の改正を行うこととする。
- (2) また、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の施行後に関係者からのヒアリング等により明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿障害予防規則について所要の改正を行うこととする。

2 労働安全衛生法施行令の改正

(1) 製造等の禁止(要綱第一関係)

アモサイト及びクロシドライト以外の石綿含有製品については、建材等10品目のみが製造等の禁止の対象とされているところであるが、全ての石綿及び石綿を含有する製剤その他のものを製造等禁止の対象とする。

また、製造等が禁止される石綿の含有率として、1%を超えて含有するものが対象とされているところであるが、これを0.1%を超えて含有するものを対象とする。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大(要綱第二関係)

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、製造等の禁止と同様、現行、石綿を1%を超えて含有するものが対象とされているところであるが、これを0.1%を超えるものを対象とする。

また、今般、石綿の製造等を禁止することから、作業主任者を選任すべき業務について石綿を「製造し、又は取り扱う作業」から「取り扱う作業」に改正する等の整備を行うこととする。

(3) 経過措置(要綱第三関係)

① 施行日前に製造等されたものの使用に関する経過措置(要綱第三の一関係)

政令の施行の前日に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、施行日以降引き続き使用されている間は、使用を認

める。

② 石綿分析用の試料に関する経過措置（要綱第三の二関係）

政令の施行日前に製造、輸入等された石綿分析用の試料の用に供されるものについては、製造等禁止の対象とはならないものとする。

③ ジョイントシートガスケット等の製造等に関する経過措置（要綱第三の三関係）

別添1参照

国民の安全の確保上、国内の既存の化学工業施設、鉄鋼業施設、非鉄金属製造業施設の設備の接合部分に用いられるガスケット又はパッキンであって、温度、圧力等が一定以上の条件の下で使用するもの等については、例外的に製造等を認めることとする。（ポジティブリスト化）

④ その他、この政令の施行に関し必要な経過措置（要綱第三の四関係）

適用除外製品等については、引き続き作業主任者の選任義務があること等の必要な経過措置を定めることとする。

（4）施行期日等（要綱第四関係）

施行日を平成18年9月1日として、旧政令附則では、製造等禁止製品であっても施行日前に製造され、輸入されたものについては、使用等が認められていたが当該条文を削除する等の関係政令の規定の整備を行うこととする。

3 石綿障害予防規則の改正

（1）吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置（要綱第一関係）

別添2参照

現行、吹き付けられた石綿等については、これまで除去の作業について届出等を行わなければならないとされているところであるが、封じ込め又は囲い込みの作業について、作業の方法によっては、除去作業の場合と同等の発じんのおそれがあることが明らかになったことから、吹き付けられた石綿等がその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業についても、届出等を行わせることとする。具体的には、

① 吹き付けられた石綿等がその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとする。

② 当該石綿等に薬剤を吹き付ける封じ込めの作業、石綿等が吹き付けられた天井に吊ボルトを取り付ける囲い込みの作業等については、作業場所を隔離しなければならないものとする。

③ 上記②以外のものについては、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

④ 労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなけ

ればならないものとする。

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置（要綱第二関係）

現行、労働者が吹き付けられた石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、臨時に作業を行う場合において建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとする。

(3) 足場、器具、工具等の持出し禁止（要綱第三関係）

現行、石綿等を取り扱う作業に使用保護具等については、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、足場、器具、工具等についても、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとする。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとする。

(4) 記録の保存期間の延長（要綱第四関係）別添3参照

作業の記録及び健康診断の結果の記録について、現行では作業を行ってから30年間保存することとされているところであるが、アスベストによる疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、EU指令による規制と同様に、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとするとともに、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとする。

(5) 施行期日等（要綱第五関係）

施行日を平成18年9月1日として、この省令の施行の際に現に行われている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業については、改正後の石綿障害予防規則に基づく届出等の規定は適用しない等の必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこととする。

製造等禁止が猶予される製品(ポジティブリスト)

製品名		用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度・耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の腐食性の高い流体 (pH 2 以下又は pH 11.5 以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん)、浸透性の高い流体 (塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス)、酸化性の流体 (硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩) を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の酸化性の流体 (硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩) を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用断熱材		国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン		国内において製造される潜水艦に使用されるもの
7	原材料		1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの

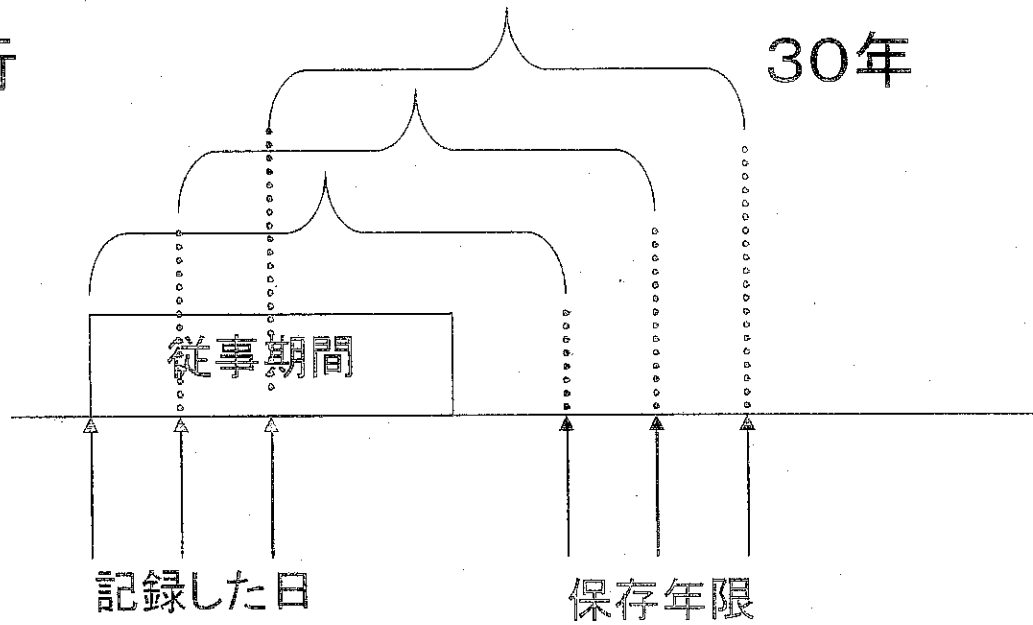
封じ込め・囲い込み作業について

建築物又は工作物の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

解体等の対象 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等					
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等				②耐火被覆材等の除去	③ ①、②以外の建材の除去
	耐火建築物又は準耐火建築物の除去	その他吹き付けの除去	封じ込め・囲い込み（切断等を伴うもの）	封じ込め・囲い込み（切断等を伴わないもの）		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業員以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

記録の保存年限の延長

現行



改正案

